

## 令和4年度職員団体との交渉の概要（確定交渉）

### 1 交渉団体

熊本県公務員労働組合共闘会議

構成団体

（熊本県職員連合労働組合、熊本県教職員組合、熊本県高等学校教職員組合、熊本県企業局労働組合、熊本県学校事務労働組合）

### 2 交渉日及び場所

令和4年11月 4日（金） 県庁本館8階801会議室

令和4年11月17日（木） 県庁本館8階801会議室

### 3 県の提案内容

- ・人事委員会勧告の取扱い

① 給料表の改定（改定率：+0.22%）

② 勤勉手当の引上げ（+0.10月分）

- ・再任用職員に係る給料の調整基本額の導入

給料の調整額の調整基本額について、再任用職員の調整基本額を国に準じ導入する。

### 4 職員団体の主な主張及び県の回答

項目	職員団体の主な主張	県の主な回答
賃金	・賃金水準の改善	・賃金水準は人事委員会勧告に基づくものであり、また、国・他県とも均衡していることから改善は困難。
諸手当	・ガソリン価格の高騰による通勤手当の改善	・国・他県とも均衡しており改善は困難。
職員の採用	・総合土木、獣医師の積極的な採用	・今年度は、獣医師は年3回試験の実施。 ・総合土木でもリクルート活動を実施。試験制度見直しも検討。
人員配置	・不測の事態にも対応できる早急な増員及び正規職員による適正	・災害等により一時的に増加した業務に対応するための人員の重

項目	職員団体の主な主張	県の主な回答
	な職員数の配置	点配置をはじめ、柔軟に人員確保を行っている。
勤務時間 ・業務見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総実勤務時間及び超過勤務の縮減に対し、実効ある具体策を講じること</li> <li>・業務の廃止・見直しを徹底的に行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限りある職員により、その時々々の行政需要に対応していくためには、業務の削減や行政運営の効率化の取組が不可欠。</li> <li>・引き続き、業務を効率化しながら、総実勤務時間の縮減と職員負担の軽減に取り組む。</li> <li>・知事部局において、勤務間インターバル制度を試行する。</li> </ul>
休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者、父母、配偶者の父母の看護休暇の新設、子の看護休暇の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、他県の状況を踏まえ、休暇の新設又は拡充は困難。</li> <li>・子の看護休暇の取得事由として、感染症予防のために在籍する学校等が臨時的に閉鎖され、自宅待機させる場合等を追加する。</li> </ul>
再任用職員の賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再任用職員の処遇改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再任用職員は新たな任用であり、その処遇については民間との均衡を図っており、改善は困難。</li> </ul>

## 5 交渉結果

提案のとおり実施する。ただし、再任用職員に係る給料の調整基本額については、令和6年4月1日から導入することとする。